

足利市災害廃棄物処理計画

1 趣旨

近年、全国各地で自然災害が多発・激甚化しており、膨大な災害廃棄物が発生しています。本市においても例外ではなく、甚大な被害に見舞われた令和元年東日本台風では、約 4,000 トンの災害廃棄物が発生しました。

一度に大量に発生する災害廃棄物は、生活環境や公衆衛生に大きな支障を及ぼすことから、適正かつ円滑・迅速に処理しなければなりません。栃木県においても、「栃木県災害廃棄物処理計画」を平成 31(2019)年 3 月に策定し、災害廃棄物対策に係る取組みを進めています。

こうした状況を踏まえ、本市において、災害復旧・復興の妨げとなる災害廃棄物を、適正かつ円滑・迅速に処理するため、「足利市災害廃棄物処理計画」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

2 策定の考え方

(1) 想定する災害

本計画では、「足利市地域防災計画」で想定している、市内に最も被害の影響が大きい「足利市直下地震(M6.9)」を対象としています。水害については、被害地域が限定的であることから、地震災害時を基本として、状況に応じた対応を行います。

(2) 対象とする廃棄物

災害時には、通常的生活で家庭から排出される生活ごみ及び事業活動に伴って排出される廃棄物の処理に加えて、「避難所ごみ」や「仮設トイレ等のし尿」、「災害廃棄物（片付けごみを含む）」の処理が必要となります。ただし、事業系廃棄物は、原則、事業者が処理を行うものとします。

(3) 連携

県や県内市町、両毛六市、国や専門機関、廃棄物処理事業者、民間事業者団体等との連携体制を構築し、災害廃棄物を処理します。

3 災害廃棄物の処理

(1) 被災者・ボランティアへの周知・広報

災害時におけるごみの排出方法、分別区分、仮置場の開設状況等、被災者や災害ボランティア、事業者が必要とする情報について、様々な媒体（ホームページ、広報誌、回覧板等）を活用して周知・広報を行います。

特に、災害廃棄物の円滑な処理において、分別の徹底は極めて重要であることから、市民や災害ボランティアに対して、分別の必要性和分別方法を初動時に周知します。

(2) 片付けごみの回収

片付けごみは、本市が設置・管理する仮置場へ直接搬入してもらいものとし、ステーションでの回収は行いません。

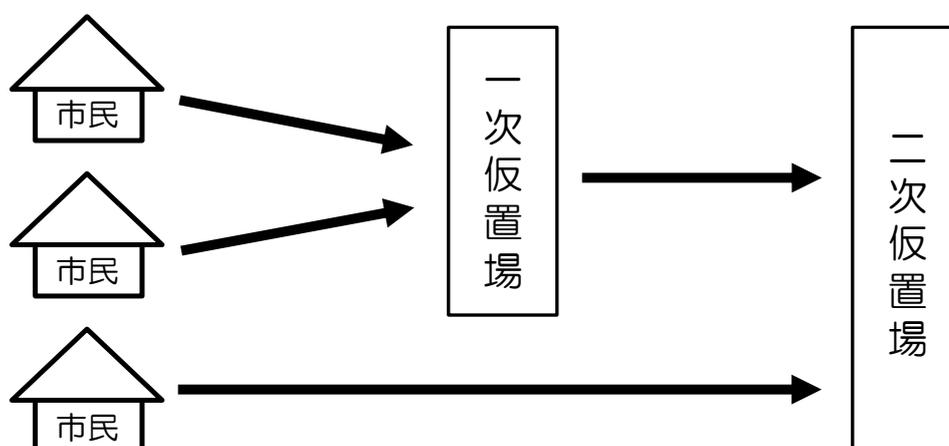
ごみ出しができない高齢者等の災害弱者に対しては、近隣住民による互助、あるいは災害ボランティアによる支援を基本とし、状況に応じて本市で別途回収する方法も検討します。

(3) 仮置場

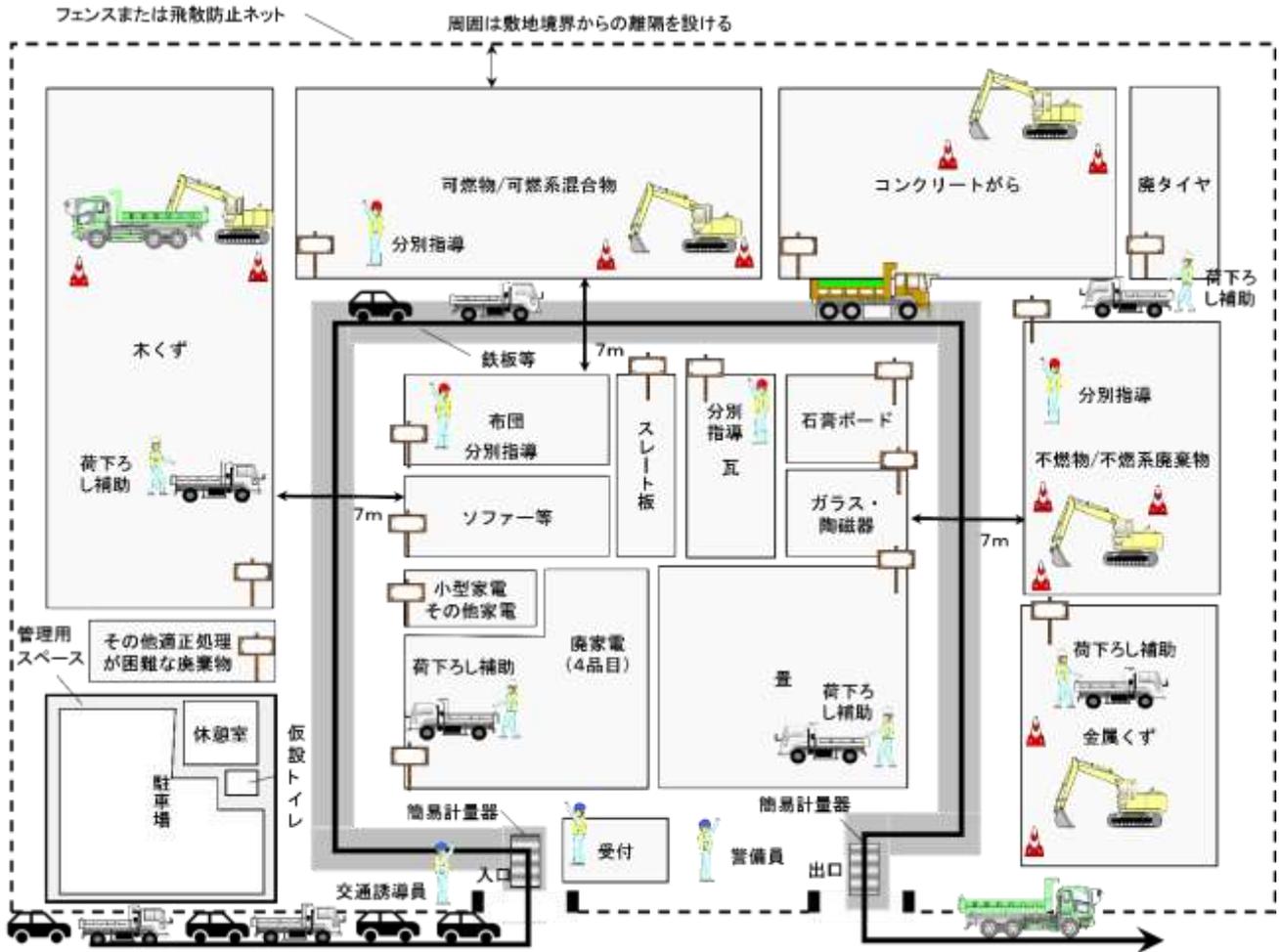
災害廃棄物を集積、保管するため、一次仮置場を被災地域内に、一次仮置場の災害廃棄物を集約する二次仮置場を市有地等に設置します。二次仮置場の候補地はリストとして整理しますが、近隣住民の不安や混乱を避けるため、事前の公表は行いません。

災害廃棄物の保管にあたっては、その後の処理に影響をきたさないよう、分別区分ごとに区分けし、必要に応じて、破碎・選別も行います。

《 搬入の流れ 》



《二次仮置場のレイアウト例》



(4) 処理・処分

災害廃棄物は、種類や性状に応じて破碎・選別や焼却等の中間処理を行い、再生利用、最終処分を行います。可能な限り既存の廃棄物処理施設で処理し、本市内で処理しきれない場合には、県内の市町及び両毛六市の支援による処理並びに県内の事業者等による処理を行います。

4 参考

(1) 本計画で想定される災害廃棄物の発生量（足利市直下地震）

分類	区分・内訳	発生量（トン）	
① 損壊家屋等の撤去等に伴い生じる廃棄物	可燃物	88,790	1,325,215
	木くず	250,465	
	不燃物	318,052	
	コンクリートがら	646,705	
	金属	18,553	
	家電	2,650	
② 片付けごみ	発災後1年間	233,862	

(2) 令和元年東日本台風による災害廃棄物の発生量

分類	区分・内訳	発生量（トン）	
② 片付けごみ	可燃物	2,586	4,157
	不燃物	1,455	
	畳	66	
	家電	50	